

～新型コロナウイルス感染症緊急対応事業者等支援事業～

八王子市 テナント家賃緊急支援金

市は、新型コロナウイルス感染症の影響でテナント家賃の支払いが大きな負担となっている中小企業者の事業継続を支援します。

交付対象の主な要件

▶以下の要件に該当する中小企業者※

- ① 市内で施設(建物)を賃借している者
- ② 1か月の売上高が前年同月比で5割以上減少している者、
又は、連続する3か月の売上高が前年比で3割以上減少している者 等

※中小企業基本法に規定する「中小企業者」をいう

補助額

▶最大15万円

※1か月分の支払い済み家賃額(補助上限5万円)×3か月分

受付期間

▶令和2年(2020年)7月1日(水)
～令和2年(2020年)8月31日(月)
※ 当日消印有効

問い合わせ先

▶八王子市緊急支援金専用コールセンター
0570-200-398 (午前9時～午後5時、土日祝日除く)



◎ 裏面(次ページ)もご覧ください。

必要書類

<法人の場合>

- ① 交付申請書(兼請求書)
- ② 登記事項証明書
- ③ 法人税確定申告書(直近事業年度分)の写し
※受付印または電子申告の受信通知が確認できる部分
- ④ 建物の賃貸借契約書の写し
- ⑤ 賃料を支払ったことが確認できる書類(領収書の写しなど)
- ⑥ 売上高等の減少が確認できる書類
- ⑦ 支援金の振込口座が確認できる書類(通帳、キャッシュカードの写しなど)

<個人事業者の場合>

- ① 交付申請書(兼請求書)
- ② 住民票の写し
- ③ 所得税確定申告書(令和元年分)の写し
※受付印または電子申告の受信通知が確認できる部分
- ④ 建物の賃貸借契約書の写し
- ⑤ 賃料を支払ったことが確認できる書類(領収書の写しなど)
- ⑥ 売上高等の減少が確認できる書類
- ⑦ 支援金の振込口座が確認できる書類(通帳、キャッシュカードの写しなど)

注意事項

- 本支援金の交付は、1事業者あたり1回限りです。
- 売上高の減少は、令和2年(2020年)1月から令和2年(2020年)6月の期間が対象です。
- 対象家賃は、令和2年(2020年)1月分から令和2年(2020年)6月分までのうち、連続する3か月分で支払い済みのものです。
- 国が実施する家賃支援給付金との併用は可能です。
- 申請書及び添付書類の控え(コピー)をお取りください。後日、八王子市事業者支援事務局より申請内容の確認でご連絡する場合があります。

申請方法

▶**郵送**にて以下の宛先へご提出ください。(切り取ってご使用ください。)

<宛先>

〒190-0023

東京都立川市柴崎町2-12-24 MK立川南ビル3階

八王子市事業者支援事務局(株式会社JTB東京多摩支店)

テナント家賃緊急支援金 係